

上下水道関連の事務処理の怠り事案に係る職員の処分について

上下水道関連の事務を行う中で、下記のとおり不適切な事案が判明したので、担当している職員の処分を行いました。

記

【職員の処分】 3名

担当者の処分

所属（現在の所属）	補職名	年齢	性別	処 分
朝日支所基盤産業課	主査	45歳	男性	減給3月(1/10)

管理監督者の処分

所属（現在の所属）	補職名	年齢	性別	処 分
朝日支所基盤産業課	支所長、基盤産業課長事務取扱	57歳	男性	訓告
朝日支所基盤産業課	係長	52歳	男性	訓告

【処分の日】

令和2年3月30日（月）

【内 容】

上下水道設備の設置工事及び上下水道使用許可等にかかる事務処理を放置し、上下水道料金の賦課が行われていなかったもの

【経 緯】

平成30年4月に朝日町地内において施設を建築する事業者から、朝日支所基盤産業課に対して、当該施設の上下水道設備の設置工事に係る申請書が提出され、また、同年6月には上下水道の使用に係る申請書が提出されましたが、当時担当していた主査はそれらの事務手続きを放置していました。また、担当した主査は、必要な事務処理を行わないまま、個人の判断で当該事業者に量水器（管を流れる水の量を図るための計器）を貸与し、上下水道を使用できる状態にしました。

令和元年10月に当該事業者から、上下水道使用の休止について本庁上水道課に申し出があり、その事務処理を行う際、当該施設の上下水道料金の賦課がされていないことが判明しました。

【再発防止】

- ①工事及び使用許可申請等にかかる事務処理について、次のことを徹底しました。
 - ・課係内で事務手順を再確認するとともに、工事申請等の受付チェックリストを作成し、竣工、稼働等を毎月チェックする体制の整備
 - ・支所内事務の定期的な総点検の実施
 - ・事務処理の複数人チェック体制の厳守や日常的な情報共有とフォロー体制等の徹底、組織として業務を遂行するための朝礼の実施
 - ・職員が共通した認識のもと正確かつ安全に業務を遂行できるよう、取扱マニュアルや基準の整備・見直し
 - ・管理職は部下職員の事務量や保有業務等を把握し、担当者一人で抱え込まないよう平準化を図るなど適切な業務管理の実施
- ②本日、全庁職員に対し適正な事務処理の執行及び所属内のチェック体制の徹底について通知します。
- ③不祥事の防止、事務手続きを迅速に行うための職員研修を実施するとともに、管理職のマネジメント力向上に向けた研修を行います。

【市長コメント】

この度、上下水道関連の事務処理の怠りから、工事及び使用にかかる許可申請等の事務処理について不適切な事案が判明しました。

昨年度の元職員による福祉関連の不祥事の発生以後、あらためて全庁を挙げて適正な事務処理の遂行体制の構築に取り組んでいるところですが、今回このような不適切な事務処理により関係する皆様に大変なご迷惑をおかけし、市民の皆様にも市政への不信感を抱かせる結果となったことに対し、深くお詫び申し上げます。

本日付で関係する職員の処分を行いましたが、市政への信頼を著しく失墜させたことに対し、深く反省するとともに、職員に対し迅速かつ適切な事務処理の徹底と再発防止に取り組み、今一度、職員全員一丸となって信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

	問合せ先	
	(処分に関する事)	(上下水道事務に関する事)
担 当 課	総務部総務課 人事・研修係	朝日支所基盤産業課 基盤産業係
課 長	平野 善浩	北村 鋭 (朝日支所長)
係 長	下野 泰功	藤原 一也
連 絡 先	0577-35-3133	0577-55-3311